

専用使用契約書

賃借人 ●● (以下「甲」という) と、賃貸人●●管理組合 (以下「乙」という) とは、乙の管理運営する●●区画 ●号に甲の保有する●●を利用するため、次の通り契約を締結する。

自動車の表示	メーカー	車種	色
	車両登録番号		

第1条 (専用使用)

乙は、管理規約に基づき、本駐車場にこの契約書に定める期間、甲に対し専用使用権を承認し、甲は本駐車場を専用使用する。

第2条 (使用期間)

この契約に基づく本駐車場の専用使用期間は、平成 年 月 日 より 平成 年 月 日までの1年間とする。ただし、甲及び乙が期間満了の1ヶ月前までに相手方に対して解約の通知をしない場合には、更に1年間同一の条件をもって契約は更新されるものとする。

第3条 (保証金)

本契約締結の際、甲は保証金として使用料の●ヶ月分を乙に支払うものとする。保証金は本契約終了時に返還されるものとする。ただし、甲に負担すべき債務があるときはこれを差し引くものとする。尚、保証金に利息は付さない。

第4条 (使用料)

甲は自らの専用使用に対し、乙に使用料
1ヶ月 金 ● 円 を支払う。

第5条 (支払方法)

甲は前条に定める翌月の使用料を、毎月●日までに甲が乙に支払う管理費等と同じ方法により支払う。

甲が月の途中で使用を開始した場合は、その月に係る使用料をその月の実日数による日割り計算により支払う。

契約終了日の属する月についても、日割り計算により支払う。

第6条 (甲の義務)

1. 甲又はその代理人、使用人、運転手、同乗者、その他甲に関係するものが故意・または過失により本駐車場又はその施設並びに本駐車場に駐車中の他の車両または付属品に損害を与えた時は、甲は自己の責任においてその損害を直接相手方に対し賠償しなければならない。

2. 甲は、本駐車場における車の保管については自己の責任によって行い、本駐車場の使用中に生じた一切の事故等については、すべて甲の責任と負担において処理し、乙は一切の責任を負わない。
3. 甲は、本駐車場を現状のまま使用し、理由の如何を問わず本駐車場の設備変更を加えてはならない。
4. 甲は、本駐車場の使用につき、騒音を発しその他他人に迷惑になる行為、または危険な行為をしてはならない。
5. 甲は、自己保有者の車両等に変更があった場合は速やかに乙に届けなければならない。
6. 甲は、本駐車場を駐車場以外の目的に利用してはならない。

第7条（専用使用権の譲渡禁止）

甲は、この契約に基づく権利を第三者に転貸または譲渡することはできない。

第8条（使用料の変更）

乙は、施設の改善又は一般物価の変動等により必要と認めるときは管理規約第●50条により変更することができる。なお、その場合は3カ月以上の予告期間を置くものとする。

第9条（解約予告）

本契約期間中に途中解約しようとするときは、甲又は乙は1ヶ月前までに相手方に書面によって通知し予告しなければならない。

第10条（契約の解除）

1. 甲がこの契約に違反したときは乙は本契約を解除することができる。
2. 前項において乙が損害を被った時は、甲はそれを賠償しなければならない。
3. 使用料を2カ月以上滞納したときは、乙は甲に対して解約することができる。

第11条（定めなき事項）

この契約に定めなき事項および疑義が生じた場合は甲及び乙は誠意をもって協議し解決する。

平成 年 月 日

甲 住所

氏名

電話

乙 ●●管理組合
理事長